

第4章

主な取組

第1節	主税局ビジョン2030	93
第2節	税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	96
第3節	キャッシュレス化の推進	99
第4節	都の重要政策を支える税制	106
第5節	都税収入の確実な確保	112
第6節	真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築	119

第4章 主な取組

第1節 主税局ビジョン2030

1 概要

主税局では、令和2年（2020年）1月に、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する「デジタルトランスフォーメーション（DX）」への対応や、社会構造が変化する中での正確で公平な課税・徴収を行っていくために、2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を策定し、公表した。

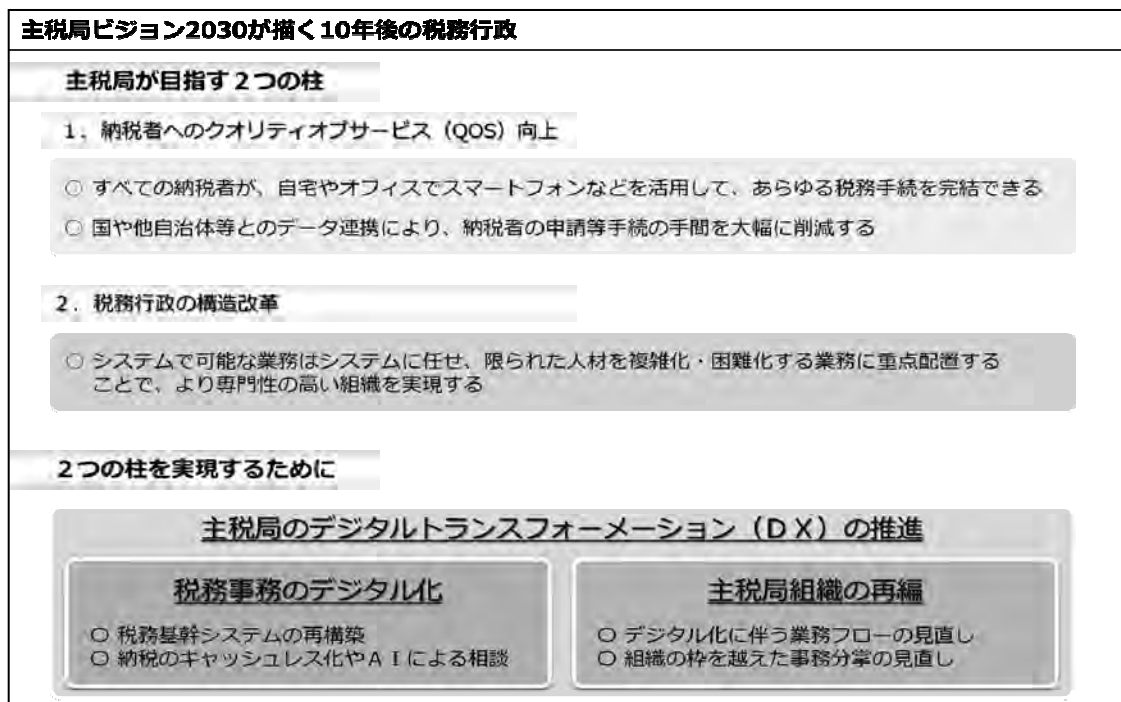
令和3年（2021年）3月には、同ビジョンで示した10年後の税務行政の姿を実現するために業務改革のより具体的なイメージを盛り込むとともに、デジタル化による組織改革の方向性を新たに追加した「主税局ビジョン2030－更新版－」の素案を策定し、公表した。

公表後、広く都民に意見募集を行い、提出された意見を元に修正を加え、7月に「主税局ビジョン2030－更新版－」の成案として公表した。

「主税局ビジョン2030－更新版－」では、10年後の税務行政のあるべき姿の実現に向け、主税局が目指す2つの柱として「納税者へのクオリティオブサービス（QOS）向上」と「税務行政の構造改革」を掲げており、この2つの柱を実現するために、主税局のDXを推進することとしている。

主税局のDXは、令和8年度（2026年度）に予定している税務基幹システムの再構築がマイルストーンとなるが、それ以前でも実現可能な施策を推進していく。

2 主税局ビジョン2030の全体像



（総務部総務課）

3 税務基幹システムの再構築

主税局のDXを推進していくためには、「主税局ビジョン2030－更新版－」に掲げている、キャッシュレス納税、電子申請・電子交付、プッシュ型電子的通知、バックオフィス連携、はんこレス、モバイル端末の活用を始めとした税務事務のデジタル化が必要であることから、現在、それらの実現に向けて税務基幹システムの再構築を進めており、令和8年度の稼働を目指している。

再構築に当たっては、令和2年度以降、業務改革の推進に寄与するシステム構築を行うためすべての業務の流れを見直した上で要件定義から設計までを実施してきた。令和5年度は、アプリケーション開発において令和4年度に引き続き「基本設計」及び「詳細設計」を実施するとともに、ハードウェアに係る受託事業者（システム基盤構築、データセンタ・回線導入、データ出力センタ導入、人工知能技術を活用した光学文字認識（AI-OCR）設計・開発の計4件の調達）を選定した。令和6年度は、アプリケーション開発においてはプログラム作成・テストを実施するとともに、前年度に実施した4件の調達においては設計等の作業に着手している。

本再構築は、開発規模が非常に大きく、ハードウェアである基盤調達手続等も開発作業と並行して行うなど、複数年の構築期間中に多様な事業者が関わる大規模なプロジェクトである。このため、開発から稼働までの工程監理や調達事業者間の総合調整を担う構築監理業務受託者（PMO）を活用する等万全な管理体制を敷きつつ、令和8年度の確実なシステム稼働に向け適切に履行管理を行っていく。

また、国等が進める電子化・情報連携の動きにも対応するため、外部機関とのオンライン接続や情報のバックオフィス連携の強化等、納税者の利便性向上や税務事務の一層の効率化に向けた取組を推進していく。

（税制部システム管理課）

4 スケジュール

項目	2030年の姿	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
マイルストーン	主税局ビジョン2030	組織体制の検討、ビジョンの推進											実現
	税務基幹システム再構築	要件定義	調達・設計・開発・テスト				稼働						
納税者へのQOS向上の取組	①申告・申請の電子化対応	「東京共同電子申請・届出サービス」による電子申請受付の開始				マイナポータル・eLTAX等と外部連携した申告・申請受付の実現、順次拡充				実現			
	②都税関係通知の電子化	eLTAXを利用して納付書情報の受取が可能				実現		外部連携を活用した通知機能の順次拡充					
	③バックオフィス連携の活用	バックオフィス連携の実現に向けた各種課題等の整理						実現					
	④納税方法の拡充	取納チャネルの順次拡大		窓口キャッシュレス化		目標55%		取納チャネルの順次拡大			目標70%		
	⑤都税の相談・問合せ対応拡充	サービス開始	チャットボットを活用した申請書作成アシスト				マイナポータル等を活用した個別相談への対応						
税務行政の構造改革の取組	①税務事務へのICT技術の活用	RPA実験	導入に向けた検討対象業務の拡充検討				実現						
	②納税者情報の一元化	納税者情報の統一に向けた各種課題等の整理				実現		部門間連携の強化					
	③ペーパーレス・はんこレス	はんこレス順次実現	文書等の順次デジタル化				実現						
	④外部データの電子的取込	国の地方税務手続デジタル化推進				金融機関等との連携・拡充		実現					
	⑤AI活用による職員支援	トライアル実施	導入に向けた検討対象業務の拡充検討				実現		新たなツール導入など支援機能等の順次拡充				

第2節 税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

1 e L T A X (エルタックス)を利用した電子申告・電子申請

平成15年8月に地方自治体を中心となって「地方税電子化協議会(現 地方税共同機構)」を組織し、地方税のポータルシステムであるe L T A X(地方税のオンライン手続のためのシステム)を共同開発した。

また、都においては、平成17年8月に、このシステムを利用して電子申告を本格導入し、インターネットを利用して電子データで申告することを可能とした。

(税制部システム管理課)

(1) 法人住民税及び法人事業税並びに事業所税

法人住民税・法人事業税については、平成17年8月に電子申告、平成20年9月に電子申請・届出の受付を開始した。利用の状況は、令和6年4月末日現在の利用届出累計が797,005件、令和5年度申告が714,127件であり、電子利用率は86%、令和5年度申請・届出が168,003件であり、電子利用率は67%である。

事業所税については、平成20年9月に電子申告、電子申請・届出の受付を開始した。利用の状況は、令和6年4月末日現在の利用届出累計が63,356件、令和5年度申告では、事業所税の申告が13,152件、電子利用率は50%、事業所用家屋貸付等申告が524件、電子利用率は9%、令和5年度申請・届出では、事業所等新設・廃止申告が1,001件、電子利用率は58%である。

また、平成21年4月に開始したe L T A Xによる電子納税については、令和元年10月から新たに地方税共通納税システムが稼働し、今後更なる普及も見込まれる。令和5年度におけるe L T A X電子納税の件数及び全納付方法に対する利用率について、法人住民税・法人事業税は242,105件・26%、事業所税は7,699件・33%である。

これまでも、電子申告の普及促進に向けた取組として、関係団体への説明会の実施、ポスター・リーフレットの配布、東京都ホームページでのPR、関係団体が発行する会報でのPR等を行ってきたところである。今後も引き続き、利用率拡大に向けて積極的な広報活動に取り組むとともに、e-Tax(イータックス)を運用する国税や近隣自治体とも連携し、一層効果的な広報活動を展開していく。

(課税部法人課税指導課)

(2) 固定資産税(償却資産)

固定資産税(償却資産)については、平成18年1月に電子申告の受付を開始した。利用の状況は、令和6年4月末日現在の利用届出累計が296,789件、令和5年度申告が228,025件であり、利用率は66.28%である。

電子申告の普及促進に向けては、関係団体等に対し法人住民税及び法人事業税並びに事業所税と同様の取組を行っており、今後も引き続き利用者拡大のためのPRに取り組んでいく。

(資産税部固定資産評価課)

(3) 徴収猶予及び換価の猶予

令和2年5月より徴収猶予の電子申請の受付を開始、換価の猶予についても令和3年2月

に電子申請の受付を開始している。

(徴収部徴収指導課)

(4) 都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

令和2年度税制改正により、令和3年10月1日以後に特別徴収義務者が行う利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の申告及び納入を、e L T A Xを通じて電子で行うことができるよう、所要の措置を講ずることが定められた。そのため、東京都においても令和3年10月1日より利子割、配当割及び株式等譲渡所得割のe L T A Xによる電子申告及び電子納入の受付を開始した。なお、特別徴収義務者が納入申告書を金融機関等の窓口を持ち込むことによる、従来の申告及び納入方法についても引き続き利用できる。

e L T A Xによる電子申告・納入の利用状況は、令和5年度申告納入件数として利子割が956件、配当割が4,226件、株式等譲渡所得割が857件である。今後も、利用者拡大に向けて広報活動に取り組んでいく。

(課税部課税指導課)

(5) 都たばこ税・ゴルフ場利用税・宿泊税

令和4年度税制改正により、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、e L T A Xを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずることが定められた。そのため、東京都においても令和5年10月16日より都たばこ税、ゴルフ場利用税及び宿泊税のe L T A Xによる電子申告及び電子納税の受付を開始した。

なお、従来の申告及び納税方法についても引き続き利用できる。

e L T A Xによる電子申告の利用状況は、令和5年度申告件数として都たばこ税が23件、ゴルフ場利用税が12件、宿泊税が204件である。今後も、利用者拡大に向けて広報活動に取り組んでいく。

(課税部課税指導課)

2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

自動車を保有するためには、多くの手続（検査登録、自動車税環境性能割・自動車税種別割の申告、税・手数料の納付等）が必要となる。これらの手続をオンライン申請で一括して行うことを可能にしたのが「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」である。

都においては、平成16年6月に設立された「OSS都道府県税協議会」に参加し、平成17年12月にこのシステムの利用を開始した。これにより、各行政機関の窓口に出向くことなくインターネットを利用して電子データで申請することを可能とした。さらに、平成29年4月には対象手続を拡大している。令和5年度のOSSを利用した初回新規登録の申請件数は、135,067件であり、利用率は67%である。

また、令和5年1月からは登録車に加えて、軽自動車についてもOSSを利用した初回新規登録の申請が開始された。

なお、平成31年4月1日に「OSS都道府県税協議会」は解散し、「地方税共同機構」に業務等が継承された。

今後も、利用者拡大のための広報活動に積極的に取り組んでいく。

(課税部計画課)

3 都税証明等の電子申請

令和3年12月から、納税者の利便性向上のため、以下の都税に関する各種証明等の電子申請による受付（以下、「電子申請」という。）を開始した。

<電子申請できる証明等の種類>

- ・納税証明（自動車税種別割の納税証明（継続検査等用）は除く。）
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・23区内の土地・家屋名寄帳*
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）関係（公課）証明*

(※令和4年12月から受付開始)

電子申請は、「東京共同電子申請・届出サービス」を通じて行い、自宅やオフィスのパソコンから、証明等の申請・手数料の納付まで完結することができる。

さらに、「スマート申請」の導入により、令和4年12月からスマートフォンによる電子申請にも対応した。

(総務部総務課)

4 都税事務所等窓口混雑緩和への対応

都税事務所等における納税者サービス向上のため、令和2年度に、都税事務所等の窓口「窓口混雑状況配信サービス」を導入した。

本サービスは、事務所窓口が発券機を設置し、整理番号による受付・案内を実施するとともに、窓口の混雑状況をインターネット上にリアルタイムで配信することで、事務所内の混雑を緩和し、納税者の利便性向上を図るものである。

また、「窓口混雑状況配信サービス」での受付件数を集計し、「都税事務所来所者数見える化ダッシュボード」として主税局ホームページ上で公開している。ダッシュボードでは、月別、時間帯別、曜日別の来所者数を事務所別にグラフ化することで、窓口混雑の傾向を可視化している。

(総務部総務課)

第3節 キャッシュレス化の推進

1 キャッシュレス納税の推進

キャッシュレス納税とは、手元に現金を準備することなく納税できる方法の総称である。

主税局では、これまでもキャッシュレス納税方法の拡大に取り組んでおり、現在は、口座振替、マルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）収納、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）収納、eLTA Xを利用した電子納税、クレジットカード収納及びスマートフォン決済アプリ収納が可能となっている。

こうした取組により、キャッシュレス納税比率*は、平成30年度末時点の38.0%から、令和5年度末時点の48.5%まで、10.5ポイント上昇している。

今後もキャッシュレス納税の推進に取り組み、納税者の利便性向上につなげていく。

※都税の納付総件数のうちキャッシュレス納税により納付された件数の占める割合

都税の納付方法一覧(令和5年度)

区分	①金融機関 窓口	②コンビニ 収納	③口座振替	④MPN収納 (ATM、インターネットバン キング、モバイルバンキングを 利用した収納)	⑤eLTA X収納 (eLTA X又は地方税お 支払サイト経由の収納 ※⑥を除く)	⑥クレジット カード収納	⑦スマートフォ ン決済アプリ 収納
対象税目	全税目	全税目 (狩猟税を除く)	固定資産税・ 都市計画税、 固定資産税 (償却資産)、 個人事業税	全税目 (狩猟税を除く)	全税目 (鉱区税・狩猟税を 除く)	全税目 (鉱区税・狩猟 税を除く)	全税目 (狩猟税を除く)
開始年度	昭和22年度 (1947年度)	平成16年度 (2004年度)	昭和41年度 (1966年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成23年度 (2011年度)	令和2年度 (2020年度)
利用件数 総件数: 1,815万件	428万件 (23.6%)	507万件 (27.9%)	482万件 (26.6%)	162万件 (8.9%)	32万件 (1.8%)	95万件 (5.2%)	109万件 (6.0%)
キャッシュレス 納税比率	キャッシュレス 48.5%						
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)による収納は、2005年12月から開始、件数はMPN収納に含む。 ・各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。 ・対象税目は、2024年度現在、利用件数は2023年度実績。 ・利用件数の()は全体に占める割合。 							

2 多様な納付方法

(1) 口座振替納税制度

ア 沿革

口座振替納税とは、納税者からの申込みに基づき、金融機関等が納税者の指定する預金口座から納期限ごとに都の預金口座に振り替えることにより納税する方法である。

納税者の利便性の向上と自主納税の一層の推進を図る趣旨から、税金の合理的納付方法の一手段として、昭和40年から国税で採用された。都では昭和41年度から固定資産税・都市計画税と個人事業税について取り入れられた。

イ 制度のあらまし

(ア) 取扱金融機関等

口座振替納税を取り扱う金融機関は、都の公金取扱金融機関に指定されている日本国内の全店舗である。また、全国の郵便局においても口座振替の取扱いを行っている。

なお、預金口座は、普通預金・当座預金・納税貯蓄組合預金・納税準備預金のいずれも利用できる。

(イ) 事務処理の概要

a 口座振替による納付の申込みは、「都税Web口座振替申込受付サービス」により、インターネットから可能である。当サービスでは、振替を希望する月の10日までの申込みで当月分からの振替が可能となり、ペーパーレス・はんこレスで手続きが完結する。

そのほかに、依頼書を紙面で金融機関又は都に提出する申込み方法がある。

b 都は、金融機関等に振替請求データ等を送付する。金融機関等は、都から送付された振替請求データ等に基づき納税者が指定した預貯金口座から税額分を都の預金口座に振り替える。

c 都は、振替済分について納税者からの申出により、「振替済確認書」を発行する。

d 振替日は、各納期限の日となっている。ただし、納税者から固定資産税・都市計画税を全期分前納する旨の申出があった場合、第1期の納期限の日により振り替える。

ウ 利用状況

口座振替納税制度の令和6年3月末現在における利用者は、1,486,058人であり、全対象者に対する利用率は43.2%となっている。

都における口座振替納税制度利用状況

(単位：人・%)

	区 分	個人事業税	固定資産税 都市計画税	合 計
3 年 度	対 象 者 数	198,858	3,186,668	3,385,526
	利 用 者 数	135,654	1,393,992	1,529,646
	利 用 率	68.2	43.7	45.2
4 年 度	対 象 者 数	221,335	3,230,439	3,451,774
	利 用 者 数	136,911	1,374,149	1,511,060
	利 用 率	61.9	42.5	43.8
5 年 度	対 象 者 数	196,708	3,247,046	3,443,754
	利 用 者 数	137,732	1,348,326	1,486,058
	利 用 率	70.0	41.5	43.2

(徴収部納税推進課)

(2) マルチペイメントネットワーク (MPN) 収納 (インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)

ア MPN収納

TACSSの全面稼働により、平成18年4月からコンビニエンスストアの納付拡大と併せて、自動車税種別割や固定資産税等を対象に、MPNを活用して金融機関等のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMを利用して納めることができるペイジー (Pay-easy) 収納サービスを開始した。

イ MPN

MPNは、東京都等の収納機関と金融機関等を結ぶネットワークであり、利用者・収納機関・金融機関等の間に発生する公共料金、税金等の公金収納事務についてICTを活用して共通化、標準化するための仕組みとして、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供している。

ウ ペイジー

ペイジーとは、MPNを活用して金融機関等のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMを利用して納めることができる収納サービスの総称である。ペイジーで納付可能な納付書やペイジーで収納可能なATMには、目印として「ペイジーマーク」が表示されている。



都税でペイジー納付の対象となる税目は、自動車税種別割、固定資産税 (土地・家屋)・都市計画税、固定資産税 (償却資産)、個人事業税、不動産取得税及び鉾区税であり、他の税目についても、督促状や催告書、TACSS端末発行納付書はペイジー納付が可能である。

(徴収部徴収指導課)

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) による収納

ア OSSの開始

平成17年12月から、自動車を保有する際の申請手続と税金・手数料の納付を全てオンラインで一括して行うことができるOSSが稼働した。

また、OSSと関連して、平成27年4月から、継続検査等を受ける運輸支局等において自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができる自動車税納付確認システム (JNK S) が稼働した。従来、登録自動車の継続検査等手続時には、申請者が運輸支局等において、自動車税種別割の納税証明書を提示する必要があったが、JNK Sにより申請者は当該提示を省略できることとなった (小型二輪自動車を除く。)

イ OSSによる収納

OSSを利用した自動車税の納付に当たっては、インターネットバンキング又はATMで納付することとなる。

(徴収部徴収指導課)

(4) e L T A Xを利用した電子納税

ア 電子納税の開始

平成21年4月から、e L T A Xを利用することにより、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税の納付を、インターネットバンキングやモバイルバンキング、A T Mで行うサービスを開始した。

イ 電子納税の手続

e L T A Xを利用した電子納税を行うには、あらかじめe L T A Xで電子申告を行い、電子納税の際に必要な納付情報の発行依頼を行う。発行された納付情報を基に、ページを通じて、インターネットバンキングやモバイルバンキング、A T M、クレジットカードで納付することとなる。

ウ 地方税共通納税システム

令和元年10月から、地方税共通納税システムが稼働し、すべての地方公共団体に一括で電子納税できることとなった。また、事前に届け出た口座から税額を引き落とすことができるダイレクト納付が開始された。

エ 対象税目の拡大

税制改正により、令和3年10月から特別徴収義務者が行う利子割、配当割、株式等譲渡所得割、令和5年10月からは都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、e L T A Xで申告及び納入を電子的に行うことが可能となった。

オ e L T A X上でのクレジットカード納付

令和4年度税制改正により、e L T A Xを通じた電子納付について、納税者が機構指定納付受託者（地方税法第747条の8第1項の規定に基づき地方税共同機構（地方税に関する事務の合理化並びに納税者の利便性の向上に寄与することを目的として地方税法に基づき設立された法人）が指定するもの）に納付の委託をすることが可能となった。このことに伴い、令和5年4月3日からP C d e s k（e L T A X上で電子申告や電子納税等を行うためのソフトウェア）上でのクレジットカード納付が可能となった。

（徴収部徴収指導課）

(5) クレジットカード収納

ア 沿革

納税者の利便性の一層の向上と納期内納税の促進を図るため、平成23年5月から自動車税種別割を対象に、インターネットを利用したクレジットカード収納を開始した。

平成27年4月からは、利用できる税目を増やしてほしいという要望に応え、取扱税目を拡大した。具体的には、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税を対象税目に追加したほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をクレジットカード収納の対象とした。

令和5年4月1日より、地方税共同機構が開設した「地方税お支払サイト」の運営が開始され、同サイトでの都税を含む地方税のクレジットカード納付が可能となった。このことに伴い、令和5年3月31日をもって主税局が開設していた専用サイトの運営は終了した。

イ クレジットカード収納の仕組み

納税者はパソコン・スマートフォン等からインターネットを通じて、納付情報及びクレジットカード情報を登録する。この情報を基に、機構指定納付受託者が、地方税法第747条の10の規定に基づき、納税者に代わって都税を機構に立替払いする。

(徴収部徴収指導課)

(6) スマートフォン決済アプリ収納

ア 導入

都税の納付に対する納税者の更なる利便性向上及び都内のキャッシュレス決済の普及促進を図るため、令和2年6月からスマートフォン決済アプリ収納を開始した。順次アプリを拡大し、令和6年4月現在、9つのアプリが利用可能となっている。

対象税目は自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税としているほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をスマートフォン決済アプリ収納の対象とした。

令和5年度におけるスマートフォン決済アプリ収納の収納件数は約109万件である。

イ 収納を行うスマートフォン決済アプリ

令和6年4月1日現在、以下の9つのアプリが利用可能である。

- au PAY
- d払い
- J-Coin Pay
- LINE Pay
- PayB
- PayPay
- モバイルレジ
- 楽天銀行アプリ
- 楽天ペイ



なお、これらのスマートフォン決済アプリの収納金等は、収納代行会社に取りまとめを行っている。

ウ スマートフォン決済アプリ収納の仕組み

スマートフォン決済アプリの請求書読み取り機能を使用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付する（納付にあたり、納付番号等の入力不要）。そのため、金融機関等の窓口へ赴いて現金で納付する必要がなくなり、外出不要で納付することができる。

エ 地方税統一QRコード（eL-QR）について

令和5年4月から、「地方税お支払サイト」又は地方税統一QRコード（eL-QR）対応アプリにて、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されている地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることにより納付する方法も可能となった。納税者はスマートフォンやタブレット端末で、納付書に印刷されているQRコードを読み取ることにより決済手続を行う。この情報を基に、機構指定納付受託者が、納税者に代わって都税を機構に立替払いする。

なお、利用できるアプリは、「地方税お支払サイト」で案内されている。

(徴収部徴収指導課)

(7) コンビニエンスストア収納

ア 導入

平成15年度の税制改正により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2※の規定が新設され、金融機関以外の私人に地方税の収納を委託することが可能となったことを受け、納税機会を拡大し、納税者サービスの向上を図るため、平成16年4月から自動車税を対象にコンビニエンスストアでの収納を開始した。

利用できる税目を増やしてほしいという要望に応え、平成18年4月から取扱税目を拡大した。具体的には、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税を対象税目に追加したほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をコンビニエンスストア収納の対象とした。

※令和6年4月1日より、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に則り、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2に基づいて実施。

イ 収納を行うコンビニエンスストア

令和6年4月現在、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店※（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）の13チェーンの全国の店舗で納付することができる。

※「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表す。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（下図）が店頭に表示されている。



ウ コンビニエンスストア収納の仕組み

店舗で納税する際に、納付書に付したバーコードを読み取ることにより、納付する。収

納金はコンビニエンスストア本部等から、取りまとめを行っている収納代行会社を通じて東京都に払い込まれる。

(徴収部徴収指導課)

3 手数料のキャッシュレス化

主税局における収納全般のキャッシュレス化を推進し、都民サービスの一層の向上を図るため、令和6年2月から都税事務所・都税支所の証明窓口における各種証明（納税証明や評価証明など）及び閲覧にかかる手数料の支払い方法として、新たにキャッシュレス決済を導入した。具体的には、これまでの現金での支払いに加え、クレジットカード（非接触IC）、コード決済、電子マネーでの支払いが可能となった。

(総務部総務課)

第4節 都の重要施策を支える税制

1 <東京版>環境減税

(1) 中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）

中小企業者向け省エネ促進税制は、地球温暖化対策の一環として中小企業者が行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、個人の事業税及び法人の事業税の減免を行う制度であり、平成21年3月に創設したものである。

減免の対象は、事業所等（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する地球温暖化対策報告書等が提出されている事業所等に限る。）において、東京都が指定した設備を取得した中小企業者であり、原則として、当該設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1の額を当該事業年度の事業税額（個人の事業税にあつては、設備を取得した年の翌年度に課税される事業税額）から減免する。ただし、減免額は当期の事業税額の2分の1を限度とし、減免しきれなかった額は翌年度又は翌事業年度等の事業税額から減免することができる。

この減免は、法人の事業税については平成22年3月31日から令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度、個人の事業税については平成22年1月1日から令和7年12月31日までの間に、それぞれ対象設備を取得した場合に適用される。

これまで、環境局・産業労働局合同のチラシの配布のほか、東京都ホームページや広報誌への掲載、関係団体等への説明会の実施など、積極的な周知活動を行ってきたが、今後も、環境局等の関係局や関係団体と連携し、更なる周知活動に取り組んでいく。

（課税部課税指導課・法人課税指導課）

(2) ZEV導入促進税制（自動車税種別割の課税免除）

ZEV導入促進税制は、地球温暖化対策の一環として、環境負荷の小さいZEV（ゼロエミッション・ビークル）の取得や保有を税制面から支援するため、自動車税種別割の免除を行う制度であり、平成21年度に導入したものである。

免除の対象は、平成21年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であり、初回新規登録を受けた年度及び翌年度からの5年度分を課税免除とする。

なお、自動車税環境性能割については、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税としている。

（課税部計画課）

(3) 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免は、2030年カーボンハーフの実現に向け、断熱性能及び省エネルギー性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、不動産取得税を最大で全額減免する制度であり、令和4年3月に創設したものである。

減免の対象は、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得である。ただし、新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっているものに限る。

ア 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のうち、次の①、②のいずれかに該当すること ①発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※1）を設置していること ②水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること
減免税額	・①又は②の一方のみ満たす場合 住宅に係る不動産取得税額の5割 ・①及び②のいずれも満たす場合 住宅に係る不動産取得税額の10割

（※1）東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限る。

（※2）東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3を指す。

イ 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	東京ゼロエミ住宅普及促進事業助成金交付要綱の助成対象であること
減免税額	・水準A 住宅に係る不動産取得税額の10割 ・水準B 住宅に係る不動産取得税額の8割 ・水準C 住宅に係る不動産取得税額の5割 ※ 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準A、水準B又は水準Cのことを指す。

東京ゼロエミ住宅の一層の普及を税制面から支援するため、環境局が行う助成事業の広報と合わせて、東京都ホームページや「あなたと都税」など広報誌への掲載、区市町村や都税事務所等の窓口でのポスターの掲示、住宅関連の業界団体等へのチラシの配布依頼等、積極的な周知活動を行ってきた。今後も、上述のような活動を継続するとともに、東京ゼロエミ住宅の普及促進に向けて、環境局等の関係局や関係団体と連携し、積極的な広報活動を行っていく。

（資産税部計画課）

2 子育て支援に向けた税制支援

都においては、喫緊の課題である待機児童問題の解決のため、平成28年9月に待機児童解消に向けた緊急対策を取りまとめるとともに、多様な保育サービスの整備を進めているところであり、こうした取組を税制面から支援する都独自の減免措置を以下のとおり講じている。

(1) 認証保育所に対する減免（不動産取得税、固定資産税・都市計画税、事業所税）

ア 目的

東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進に資することを目的として、平成13年度に創設した。

イ 減免税目

不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税

ウ 減免対象

(ア) 不動産取得税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する不動産の取得（認証保育所を設置

しようとする者が取得する場合に限る。)

(イ) 固定資産税及び都市計画税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する固定資産（有料で借り受けた者が認証保育所として使用する場合を除く。）

(ウ) 事業所税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する施設

エ 減免税額

全額減免

オ これまでの実績と今後の取組

令和6年度における6月時点の実績で、固定資産税・都市計画税は、土地の件数が607件、減免税額が約2,149万円、家屋の件数が608件、減免税額が約1,001万円、償却資産の件数が150件、減免税額が約1,529万円である。

また、令和6年3月時点（令和5年度実績）で、不動産取得税は、家屋の件数が1件、減免税額が約82万円であり、事業所税は、件数が27件、減免税額が約3,463万円である。

今後も、東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援するため、事業所管局である福祉局のホームページに都税の減免について案内チラシを掲載し、認証保育所の設置を検討する事業者に対して制度周知を行うとともに、主税局ホームページ等でも積極的に広報を行っていく。

(課税部法人課税指導課・資産税部計画課)

(2) 民有地を活用した保育所等整備促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）

ア 目的

待機児童の解消に向けて、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援することを目的とする。

イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

ウ 減免対象

次の要件をいずれも満たす土地

(ア) 以下のいずれかの用途に供されていること。

a 認可保育所

b 認定こども園（幼保連携型・保育所型・地方裁量型）

c 認証保育所

d 小規模保育事業所

e 事業所内保育事業所（利用定員6人以上）

※ 上記aからeまでに掲げる施設を以下「保育所等」という。

(イ) 保育所等の設置者に有料で貸し付けられていること。

（所有者が設置者に直接貸し付けている場合に限る。）

(ウ) 平成28年11月1日から令和7年4月1日までの間に、以下のa及びbがいずれも行われたこと。

a 当該土地に係る賃貸借契約を新たに締結

b 上記 a の契約締結後、保育所等を新規開設

エ 減免される期間と減免税額

減免される期間	減免税額
保育所等の新規開設日の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	全額減免（ただし、保育所等の用に供されている部分に係る税額に限る。）

オ これまでの実績と今後の取組

令和6年度における6月時点の実績は、減免件数が676件、減免税額が約6億6,149万円である。

今後も主税局ホームページやチラシ等の活用により、納税者に向けて広く本減免措置を周知していく予定である。

また、保育事業者を通じた周知を依頼するなど、関係部門との連携も図りつつ、土地所有者に対する広報を徹底していく。

(資産税部計画課)

3 防災まちづくり推進に向けた税制支援

(1) 不燃化特区支援税制（固定資産税・都市計画税の減免）

ア 目的

東京都では、地震発生時における大規模な市街地火災の発生や都市機能の低下を防ぐため、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区を不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）に指定し、区と連携して不燃化促進に取り組んでいる。不燃化特区に対する特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を税制面から支援することにより、「防災都市づくり推進計画」が目指す不燃化の推進、防災性の維持・向上を図る。

イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

ウ 減免対象

(ア) 不燃化住宅減免

不燃化特区内において、非耐火建築物から耐火・準耐火建築物等への建替えを行った住宅で、一定の要件を満たすもの

(イ) 老朽住宅除却土地減免

不燃化特区内において、区が防災上危険であると認定した老朽家屋を除却し、防災上有効な空き地として、所有者等により適正に管理されていると区が認定した土地で、一定の要件を満たすもの

エ 減免される期間と減免税額

	減免される期間	減免税額
不燃化住宅 減免	新たに課税される年度から 5年度分	全額減免（減免対象となる戸数は 建替え前の家屋により異なる。）
老朽住宅 除却土地減免	老朽家屋を除却した翌年度から 最長5年度分	税額の8割を減免

オ これまでの実績と今後の取組

令和6年4月1日現在、19区52地区が不燃化特区の指定地区となっている。

令和6年6月時点の実績は、不燃化住宅減免の件数が2,665件、減免税額は約3億6,336万円である。また、老朽住宅除却土地減免の件数が182件、減免税額は約3,849万円である。

主税局では、これまで不燃化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、あなたと都税、公共交通機関におけるポスター設置など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区の不燃化担当課への広報協力依頼、東京商工会議所へのチラシの配布依頼、不燃化特区の住民説明会等での制度説明を行った。

今後、減免の手続きがより一層円滑に進むよう、関係局や区と十分に連携を図っていく。

(2) 耐震化促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）

ア 目的

23区内において、住宅の耐震化促進を税制面から支援することにより、災害に強い東京を実現することを目的とする。

イ 減免税目

固定資産税及び都市計画税

ウ 減免対象

(ア) 建替え

昭和57年1月1日以前から所在する家屋を滅失し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅で一定の要件を満たすもの

(イ) 耐震改修

- a 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で平成20年1月2日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修が完了した住宅
- b 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修が完了した住宅

エ 減免される期間と減免税額

	新築日・改修完了日	減免される期間	減免税額
建替え	平成21年1月2日～ 令和8年3月31日	新たに課税される 年度から3年度分	全額減免（減免対象となる戸数は 建替え前の家屋により異なる。）
耐震 改修	平成20年1月2日～ 平成21年12月31日	改修の翌年度から 3年度分	1戸当たり120㎡の床面積相当分 までの税額（耐震改修減額適用後 の税額）の全額を減免 （1月1日改修完了の場合は、そ の年度分から減免）
	平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	改修の翌年度から 2年度分	
	平成25年1月1日～ 令和8年3月31日	改修の翌年度分（※）	
	b	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	改修の翌年度分

※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障
害既存耐震不適格建築物であった場合は2年度分

オ これまでの実績と今後の取組

令和6年度における6月時点の実績は、建替減免の件数が7,147件、減免税額は約11億
2,988万円である。また、耐震改修減免の件数が1,225件、減免税額は約3,195万円である。

これまで耐震化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、広
報東京都など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区建築指導担当課へ
の広報協力依頼、防災展や総合防災訓練会場でのPRブースの設置、東京税理士会等への
チラシの配布依頼を行った。

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、都においても防災対策の更なる
強化が求められている。今後も、関係局と連携しながら、上述のような活動を継続すると
ともに、住宅の耐震化の一層の推進に向けて、積極的に取り組んでいく。

（資産税部計画課）

第5節 都税収入の確実な確保

1 創意工夫した滞納整理

(1) きめ細かな滞納整理の実施

滞納整理とは、税金が納期限までに全額納付されない場合に行う、一連の徴収手続のことである。滞納が発生すると督促状を発付し、それでも納付がない場合、法律に基づき滞納処分を執行する。滞納処分とは、財産の差押え、公売・取立て、税への充当という手続の総称である。

東京都では、文書・電話・ショートメッセージサービス（SMS）・臨戸による催告を行うとともに、丁寧な納税相談や財産調査により個々の納税者の実情を十分に把握し、必要に応じて猶予制度を案内する等の確に対応している。また、納税の誠意が見られない場合には、速やかに滞納処分を行っている。現在、差押えを実施している財産は、預金・給与などの債権が中心である。

納税者の個々の状況に応じた滞納整理を実施することで、高い徴収率の維持に努めている。

都税の滞納整理における直近5か年の差押件数 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
債権	12,447	2,317	8,037	10,192	12,245
不動産	2,541	1,081	1,973	2,105	1,917
その他	6,044	786	1,385	1,535	2,894
合計	21,032	4,184	11,395	13,832	17,056

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を縮小したため差押件数が減少した。

(2) 効果的な滞納整理手法の実施

東京都では、自動車を差し押さえる場合、滞納整理の手法の一つとして、「タイヤロック」や「ミラーズロック」を活用している。

タイヤロックとは、タイヤロック装置を自動車の車輪に取り付けることで、物理的に運行不可とする措置のことである。

ミラーズロックとは、ビニールテープを使用し、「運行を禁ずる旨」を示したマグネットを自動車の運転席側のドアに貼り付けて掲示することで、運行を禁ずる措置である。

また、文書・電話・臨戸による催告に加え、SMSによる催告を活用し、日中は仕事等で電話に出ることが難しい納税者や、臨戸しても不在の納税者に対しても、催告を実施している。

(徴収部徴収指導課)

(3) 多角的公売方法の活用

ア インターネット公売

平成16年7月から、東京都が全国の自治体に先駆けて開始したインターネット公売は、現在では全国の多くの自治体で実施しており、新たな公売の手法として定着している。

令和5年度は動産等を対象としたせり売り方式を5回、不動産を対象とした入札方式を1回、合計6回の公売を実施した。この公売は、検索による動産・自動車の差押えに連動した公売の一手法として、効果を上げている。

(徴収部機動整理課)

イ 合同公売等

(ア) 合同不動産等公売

対象不動産の確保や公売市場の拡大等を図り換価を促進するため、全都税事務所が合同で公売を実施している。平成15年度からは都内区市町村が加わり、「都・区市町村合同不動産等公売」としている。

また、平成29年度から、これまでの会場での入札に替わり、郵送によって入札書を受け付ける期間入札を実施している。

これらの取組は、公売物件数が増加し売却率が向上するなど、滞納整理促進に大きく寄与している。

(イ) 換価執行決定制度の活用による公売

複数の行政機関が、同一の不動産について重複して差押えを行った場合、これまでは、最初に差押えを行った行政機関のみが公売を実施でき、何らかの事情で当該機関が公売を実施しない場合、公売による滞納整理を進めることはできなかった。

平成30年度より、新たに換価執行決定制度が加わり、2番目以降に差押えを行った行政機関も、最初に差し押さえた行政機関の同意を得れば、公売を実施できることとされた。都においても、本制度を活用し、各種事案の解決に取り組んでいる。

(ウ) 国又は他の自治体との条件付公売

土地とその上に建つ家屋について、差押えをした執行機関が異なる場合に、双方が単独で公売を実施すると、各々の買受人は土地・建物について完全所有権を得られないため、高価な公売は期待できない。

そのため、東京都と国又は他の自治体とにおいて、双方で協議して合同で条件付公売を実施することにより、単独公売の欠点を解消し、早期の換価に取り組んでいる。

(徴収部徴収指導課)

(4) 債権回収への支援

ア 背景及び目的

主税局では、平成16年度から19年度にかけて滞納整理の豊富なノウハウを活用し、各局と連携して使用料等の滞納債権を回収する事業を実施した。

平成20年度からは、財務局を中心に債権を所管する各局において東京都債権管理条例に基づく適正な管理を行い、公正かつ円滑な行財政運営を推進している。主税局では、財務局に協力し、全庁的な債権管理及び回収に関する各局への実務支援を実施している。

イ 事業内容

主税局は、東京都債権管理条例で規定された私債権の放棄に当たり、事前の相談対応やヒアリングに加え、同条例施行規則に基づき協議に関与する。

また、財務局が所管する東京都債権管理調整会議について、主税局も幹事局として参加し、開催に協力するほか、全庁的な標準マニュアルである「東京都債権管理マニュアル」の管理

及び改訂を財務局とともに行う。

さらに、各局からの滞納整理に関する手続や個別事案の相談に応じ、主税局のノウハウの活用を図っている。

(徴収部徴収指導課)

2 個人都民税の徴収率向上

(1) 個人都民税をめぐる動き

個人都民税は、都内の区市町村が、個人区市町村民税と併せて賦課徴収しているが、都が賦課徴収している他の都税（一般分）と比較して、徴収率は低い水準のまま推移してきた。このため、都は個人都民税の徴収率向上を目的として、平成16年度に個人都民税対策室（組織名称変更に伴い、現在は個人都民税対策課）を設置した。その後、都と区市町村が協働して徴税努力を重ね、個人都民税の徴収率の向上に寄与してきた。

平成19年には、所得税から住民税への税源移譲が行われ、都税に占めるウェイトがさらに高まるなど、重要な税目のひとつとなっている。

(2) 個人都民税の徴収率向上に向けて

個人都民税対策課では、個人都民税の徴収率向上のため、人材育成、業務連携及び情報連携を柱として、都と区市町村が連携した取組を推進している。

ア 人材育成

都内の区市町村の職員育成を目的とする令和5年度の主な取組は、以下のとおりである。

(ア) 区市町村実務研修生の受入れ

区市町村の職員を都職員に併任し、個人都民税対策課の職員と共に、地方税法第739条の5に基づき引き継いだ滞納整理事案の処理を行う。区市町村の徴収部門における中核を担う人材の育成を目指し、16自治体から16名の研修生を受け入れた。

(イ) 滞納整理業務体験研修の実施

滞納整理経験の浅い区市町村職員を都職員に併任し、都職員の実践的な実地同行による業務体験（搜索、タイヤロック等）を通じて、区市町村職員の即戦力化を図った。

(ウ) 区市町村職員に対する各種研修会の実施

未経験者研修、財産調査、納税交渉、搜索、公売、進行管理等の各種研修会について、計32回実施した。

イ 業務連携

地方税法第739条の5に基づき、滞納整理困難事案を区市町村から引き継ぎ、直接徴収を行っているほか、都職員を区市町村職員の身分に併任し、当該自治体の職員とともに滞納整理の水準向上を図る都職員派遣を実施している。

また、区市町村へのヒアリングや提案・助言等を通じて、個別具体的な課題の解決を図る「都職員スポット支援」、都職員が区市町村を巡回し、各自治体が抱える課題の解決に向けた事案等の相談会を実施する「巡回相談」、公売対象物件の取りまとめ及び区市町村への技術的支援を行う「合同不動産等公売」を展開している。

ウ 情報連携

滞納整理部門担当者会議、収納管理部門担当者会議、課税（特別徴収）部門担当者会議、

島しょ地域税務担当者会議及び徴収研究会を開催し、新たな課題や取組事例を情報共有するなど、自治体間の連携強化と徴収技術向上を図っている。

また、区市町村の滞納整理や収納管理の取組等を集約しデータベース化することで、各区市町村が自ら活用できる仕組みを構築するなど、効果的な情報共有を進めている。

今後も、都と区市町村が密接に連携して実施する取組を通じ、個人都民税の徴収率向上に寄与していく。

(徴収部個人都民税対策課・機動整理課)

3 法人調査の取組

(1) 法人調査の意義

法人事業税・都民税（以下「法人二税」という。）は申告納付制度を採用しており、納税義務者である法人等の自主的な申告によって、課税標準及び税額は確定する。しかし、法人等の申告が事実認定及び法律判断において、必ずしも税法の予定している内容とは限らない。そこで、申告納付制度を補完するものとして調査を行い、それに基づく更正や決定等を行うことによって、法人等の課税標準及び税額を認定することとなる。このように調査は、適正かつ公平な税負担を確保し、申告納付制度の秩序を維持する基本的役割を持っている。同時に、法人等の申告を的確に指導することにより、事後の申告納付制度の円滑な運用を期するものである。

(2) 法人調査の概要

法人二税（地方税）の課税標準である所得金額や法人税額については、原則、法人税（国税）の計算の例によるが、一部の課税標準等については、地方税独自の計算や認定を要する。これらの独自の計算等を要する法人を対象として、東京都では以下の調査を行っている。

- ア 外形課税法人（所得に課税される法人で事業年度終了日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている法人）に対する付加価値額と資本金等の額等に関する調査
- イ 自主決定法人（電気供給業・ガス供給業（一定のものを除く。）・保険業等を行う法人、医療法人、非課税事業を行う法人等）の収入金額や所得等に関する調査
- ウ 分割基準（複数の自治体に事務所等を置く法人の課税標準額を自治体ごとに分割するための基準）や均等割の課税の根拠となる事務所等の認定等に関する調査

(3) 事業や取引形態の多様化・複雑化に対応した調査体制強化

近年、事業展開の国際化や電気・ガス供給業の小売自由化に伴う供給契約の多様化、社会情勢の変化やそれに伴う度重なる税制改正等により、法人二税の調査事務は複雑・困難化している。

このため令和4年度に、大規模法人に対する調査を専門に担う「法人特別調査班」を課税部に新設し、法人調査体制を強化した。適正・公平な課税を通じて税収確保及び適正申告の実現につなげると同時に、調査ノウハウを蓄積・継承し、事務所へ還元していくことで、法人調査に関わる人材の育成・調査体制全体のスキル向上に取り組んでいく。

○ 法人調査の体制

	法人の区分（都内に主たる事務所等を有する法人）	所管部署
ア	以下のイ及びウの法人以外の法人 （他の道府県に主たる事務所等を有する法人を含む。）	各都税事務所 （法人）事業税課 法人事業税班
イ	外形課税法人及び自主決定法人のうち、以下のウを除く法人	各都税事務所 （法人）事業税課 法人調査班
ウ	外形課税法人及び自主決定法人のうち、資本金又は出資金の額が500億円以上の法人及び相互会社	課税部 調査査察課 法人特別調査班

（課税部法人課税指導課・調査査察課）

4 固定資産GISを活用した土地事務の精度向上

(1) 概要

固定資産GISとは、土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを重ね合わせて表示し、土地の評価計算や検証に利用する「地理情報システム」のことである。

主税局では、これまで紙で管理していた土地の筆界を表す図面の電子化（以下、筆界を電子化した図面を「地番現況図」という。）を行い、23区全体を5つの地区に分けて、平成29年度後半から約5年間の構築期間をかけて、順次、固定資産GISを導入してきた。

令和4年度より全所で稼働を開始したことから、TACSSの外部連携システムとして、土地の評価や認定事務の精度向上に向けて活用していく。

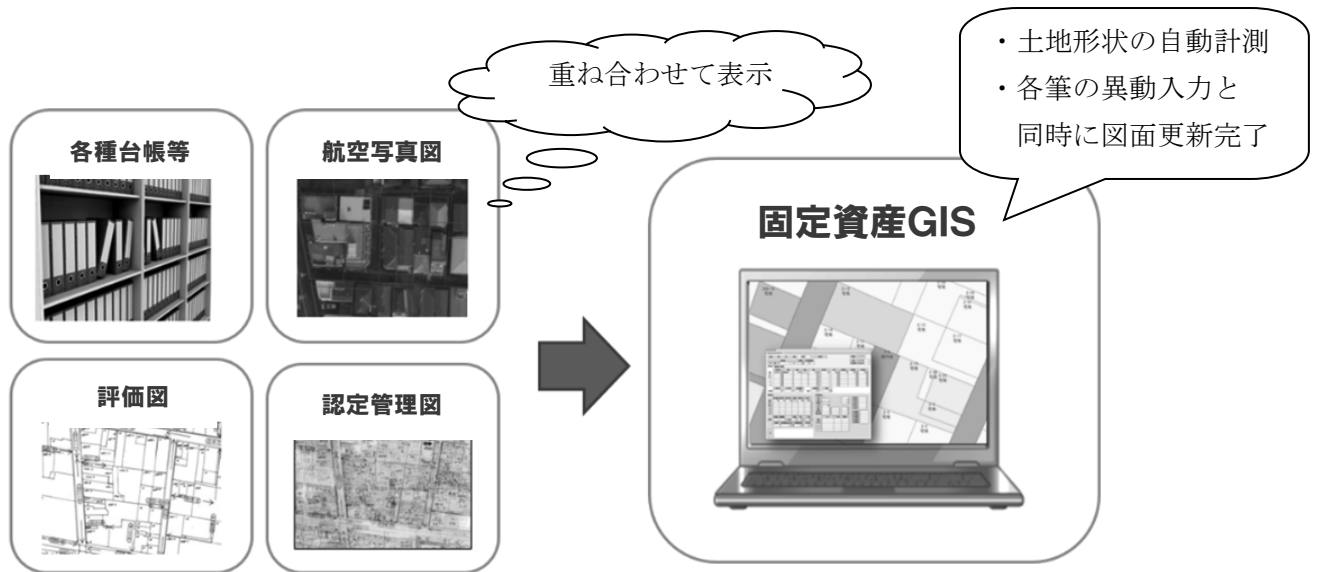
(2) 導入効果

これまでの紙図面や手作業による事務から、システムを活用した効率的かつ効果的な事務に移行した。このことにより、以下の効果が得られている。

ア 地番現況図と各種図面を重ねて表示することにより、土地に生じた利用状況の変化や異動状況を的確に捉え、異動入力と図面更新を一括で処理することができる。

イ 土地の評価計算に用いる間口、奥行等の計測を自動化することにより、寸法の読み間違えや数字の入力ミスといったヒューマンエラーを防止できる。

ウ 以上の業務の効率化により、現地調査、評価・課税業務及び納税者対応等といった本来職員が注力すべき業務へマンパワーをシフトできる。



(3) 今後の展開

地番現況図の整備により、土地事務のデジタル化は大きく前進した。今後は、税務基幹システム再構築に合わせ、更なる連携機能の強化を目指して固定資産GISの改修を進めていく。

(資産税部固定資産評価課)

5 不正軽油防止

(1) 概要

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を混ぜ合わせたものであり、その製造・販売は軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為である。

東京都では、平成12年9月から「不正軽油撲滅作戦」を展開した結果、作戦当初14.3%あった混和検出率が大幅に低下し、平成18年度以降は1%未満で推移している。

(2) 令和5年度の取組実績

ア 不正軽油の混和検出率

路上や工事現場等において車両・重機等から合計3,167本の軽油抜取調査を実施した結果、混和検出率は0.2%であった。

イ 不正軽油防止のPR活動

東京都は、軽油を販売・使用する民間4団体（東京都石油商業組合、（一社）東京建設業協会、（一社）東京都トラック協会、（一社）東京バス協会）とともに構成する「東京都不正軽油撲滅推進協議会」と連携し、不正軽油の流通抑止や情報を受け付けるための「不正軽油110番」を周知するなど、不正軽油防止に向けた各種PRを実施した。

強化月間（10月）には、WEBアプリでのバナー広告（Google、トラックカーナビ）の掲出やPR動画（TVer、YouTube）の放映及びカルーセル広告（SmartNews、Yahoo!）の掲出並びに渋谷スクランブル交差点でのデジタルサイネージ広告の掲出、都内路線バスでのPRポスターの掲出及びガソリンスタンドで使用されるレシート裏面のPR広告などを実施した。

ウ 他自治体及び庁内等との連携

不正軽油は、自治体の枠を超えて広域・複雑化するケースも多いため、全国自治体と積極的な広域連携を図っている。また、庁内各局、民間団体、都民等とも連携し、幅広い取組を展開している。

(ア) 他自治体等との連携

- ・全国一斉路上軽油抜取調査（令和5年10月）
- ・関東広域案件連絡調整会議（不正軽油防止に係る情報共有及び協力体制の継続）
- ・関東甲信越10都県一斉路上軽油抜取調査（令和5年6月）
- ・近県と合同での高速道路パーキングエリア軽油抜取調査（9回）

(イ) 庁内連携

- ・各局発注の工事現場における軽油抜取調査（随時）

(ウ) 民間団体との連携

- ・「東京都不正軽油撲滅推進協議会」開催（令和5年5月）

(エ) 都民等との連携

- ・不正軽油の流通に関する情報を受け付ける「不正軽油110番（0120-231-793）」の設置
（課税部調査査察課）

第6節 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 地方自治を支える税財政制度の確立

(1) 地方法人課税をめぐる問題と今後の取組

ア 地方法人課税の不合理な見直しについて

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元することとされた。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、消費税率10%段階でその規模が拡大され、併せて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設された。

加えて、令和元年度税制改正において、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、暫定措置の廃止により復元することとされていた法人事業税の一部を再び国税化し、地方交付税の不交付団体に譲与制限を設けた上で、都道府県に配分する新たな措置（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税）が講じられた。

イ 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しについて

地方法人課税の分割基準は、法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の分割基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

ウ 今後の取組

地方が地域の実情に応じて自主的・自立的に行財政運営を行うには、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが不可欠である。そのため、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築を推進すべきである。

また、地方法人課税の分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

今後とも、本質的な課題の解決に向けた改革を推進するとともに、総体としての地方税財源を拡充するよう、国に強く働きかけていく。

(2) 「ふるさと納税」制度をめぐる問題と今後の取組

ア 「ふるさと納税」制度について

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則を歪めるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、寄附本来の趣旨を促す

制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額2千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

イ 「ワンストップ特例」制度について

確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる「ワンストップ特例」制度を利用した場合は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の自治体の住民税から控除される仕組みとなっており、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題がある。

ウ 今後の取組

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨からさらにかげ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

「ふるさと納税」制度について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえたものとなるよう、制度の抜本的な見直しを引き続き国に求めていく。

都はこれまで、「ふるさと納税」の問題点や都政への影響について分かりやすく伝えるため、都の見解をホームページに掲載するとともに、SNSやデジタルサイネージなど、直接都民に働きかける媒体も活用した広報を展開してきた。今後も制度見直しのさらなる気運醸成に向け、戦略的広報を積極的に推進していく。

(税制部税制課)

2 東京都税制調査会における検討事項等

(1) 令和6年度検討事項

進行する少子高齢化や人口減少、深刻化する気候危機など、社会経済は大きく変化している。こうした状況の中、地方自治体の自主的・自立的な行財政運営のために必要な、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系のあり方とともに、脱炭素化等の直面する諸課題等について税制の側面から検討を行う。

(2) 令和5年度取組

令和5年度に取りまとめた報告の概要は以下のとおりであり、国における税制改正の議論に先立ち、総務省をはじめとする国等の関係機関へ周知を図った。また、会議の様子をオンラインでリアルタイム配信するほか、主税局ホームページにおいて報告や議事録等を公開するなど積極的な広報に取り組んでいる。

令和5年度 東京都税制調査会の報告の概要

項 目	内 容
I 税制改革の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1 少子高齢・人口減少社会 2 地方分権改革の推進 3 財政の持続可能性の確保 4 地方税体系の在り方 5 所得格差に対応した税制 6 税制のグリーン化
II 税制改革の方向性	<p>1 個人所得課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融所得課税は、所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、税負担の急激な変動の緩和、効率的な事務処理等の観点から当面分離課税が適当。その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の方式も参考にして引上げを検討すべき ・「ふるさと納税」については、多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき 具体的な見直しの方策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき ・垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる ・返礼品は、寄附者にとって所得税法上の「特別の利益」に当たると考えられ、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき 等の意見が出された ・「ふるさと納税」の問題を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要
	<p>2 地方法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する。こうした手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない ・地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要
	<p>3 資産課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の家屋評価は、公平で適正な方法として最も適当とされているが、複雑で精緻すぎるため、迅速に評価でき、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で、見直しに取り組む必要 ・空き家対策には、空き家に対する保有税の負担を重くすること及び空き家の流通を促進するための譲渡所得課税等の負担を軽減することが考えられる

II 税制改革の方向性	4 環境関連税制	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効と考えられる ・新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点を盛り込むべきであり、対象を環境性能の高い住宅に重点化すべき ・省エネリフォームに係る固定資産税の減額措置について、既存住宅の環境性能を高めるインセンティブを与えるため、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべき
	5 宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当 ・高額な宿泊が増加しており、宿泊料金に応じた新たな税率区分の設定などを検討すべき ・税率については、一方で、社会経済の変化に順応しつつ、応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、分かりやすさ、事務コスト等の点でメリット ・宿泊客は海外、国内からと様々であり、その目的も多様。応益課税の考え方から、課税趣旨及び税収使途との関係で課税対象者等を整理する必要 ・公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと、民泊等も課税対象とすることが考えられる。ただし、現下の社会経済状況において相当程度の金額の宿泊に課税した場合の負担感、事務コスト等、費用対効果を勘案する必要
	6 税務行政のDX推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関間の情報連携は、納税者の利便性向上及び行政機関等の事務の効率化に資する ・情報連携の推進に向け、地方税法の守秘義務との関係が課題となることから、提供可能な情報の範囲や場合の整理を進めるべき
III 直面する政策課題と税制	1 子供を産み育てやすい社会と税制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援について、その実施方法は税と社会保障制度との役割分担を含めて幅広い議論を行うべき ・子育て世帯への経済的支援について、所得によって給付の対象を制限する場合には、給付付き税額控除の導入も有効な方策。ただし、多くの課題 ・子育てと仕事の両立について、家事育児支援サービスの利用を支援する税制措置も考えられる
	2 女性が活躍しやすい社会と税制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の税制、社会保障制度は男性稼ぎ手型世帯を標準として設計、構築されているが、社会状況は大きく変化しており、生き方の選択に対して中立的な制度の在り方を検討すべき ・社会保険上の年収の壁への対応として、本来は社会保険制度の改革が必要であるが、給付付き税額控除を導入することも考えられる。ただし、多くの課題

(税制部税制調査課)